
避難所開設・運営 ガイドライン

松 本 市

平成25年7月
(令和7年3月 改定)

はじめに

過去の大災害では、多くの方々が避難生活を余儀なくされました。

ひとたび大規模な災害が発生すると、膨大な数の被災者に対して迅速な救護対策が必要であり、なかでも住宅の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活ができなくなった住民に対し、速やかに避難所を開設し、住民の安全を確保する必要があります。

しかし、平時に小中学校や体育館などとして使用されている施設を、直ちに避難所として利用することは容易ではない上、大規模災害時は市も被災し、避難所の開設・運営について、迅速な対応を行うことは困難となることが予想されます。

このため、安全な避難所を早期に開設し運営していくためには、避難所についてハード・ソフト両面からの整備が必要であり、特に避難者となる住民と施設管理者、行政間で事前に準備すべきことや避難所の開設・運営の手順などについて、あらかじめ定めておく必要があります。

松本市では、平成25年に本ガイドラインを策定し、具体的な避難所の開設方法や運営手順などの指針を示すとともに、各避難所における運営組織の検討やマニュアルの策定、訓練の実施を住民、施設管理者の皆さんとともに進めてきました。

今回の改定では、避難者が健康を維持し、尊厳のある避難生活ができる避難所環境を目指し、令和6年能登半島地震での課題やスフィア・プロジェクトにおいて策定された「スフィア基準」、国が改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を反映しました。

また、発災直後は人的支援が期待できない中で、一部の人に負担を集中させることなく、避難された方々が助け合って迅速に避難所を開設し、共助による適切な運営が行えるよう、避難所開設・運営の手順を具体化した「アクションカード」を新たに作成しました。

今後も、本ガイドラインをもとに、皆様のご協力を得ながら、迅速かつ適切に避難所の開設・運営が行えるよう改善していきます。

「スフィア・プロジェクト (The Sphere Project)」は、1997年に国際NGOや赤十字・赤新月運動によって設立された新しい試み・構想で、人道支援活動の質と説明責任を向上させることを目的としています。

このプロジェクトの成果として、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むために、人道支援活動において満たすべき最低基準「スフィア基準 (スフィア・スタンダード)」が策定されました。

スフィア基準は、避難所の運営、物資の配布、衛生管理など、被災者支援に関する具体的な指針を提供し、支援活動の質の向上に寄与しています。

目次

第1章 避難所に関する基本事項	1
1 避難所運営の基本方針	1
(1) 避難者の共助による自主的運営	1
(2) 災害対策本部による支援	1
(3) 多様な視点による運営	1
2 避難所等の種類	1
(1) 指定避難所	1
(2) 指定緊急避難場所	1
(3) 医療救護所	2
(4) 福祉避難所	2
(5) 町会一時集合場所	2
3 避難所の開設基準	2
(1) 地震	2
(2) 水害・土砂災害	2
(3) その他災害	2
4 対象とする避難者	2
(1) 災害によって現に被害を受けた者	2
(2) 災害によって被害を受けるおそれがある者	2
(3) 避難所外での避難を余儀なくされた者（避難所外避難者）	2
5 避難所の機能	3
(1) 安全の確保	3
(2) 食料・水・生活必需品の提供	3
(3) 生活場所の提供	3
(4) 健康サービスの提供	3
(5) 衛生サービスの提供	3
(6) 情報・コミュニティサービスの提供	3
第2章 避難所における事前準備	4
1 はじめに	4
2 避難所運営体制の構築	4
(1) 避難所担当職員の配置	4
(2) 避難所運営委員会の設置	4
3 備品の管理	5
(1) 施設の鍵	5
(2) 資機材	5

4 補償制度の整備	6
第3章 避難所の開設	7
1 災害発生後の避難行動	7
2 開設指示等の確認	7
(1) 災害対策本部からの指示	7
(2) 避難者からの開設要請	7
3 避難所の開設	7
(1) 役割決め（アクションカード1）	7
(2) 建物の解錠（アクションカード2-1・2-2）	7
(3) 避難者対応（アクションカード3）	8
(4) 施設の緊急安全点検（アクションカード4-1～4-6）	8
(5) 資機材の入手（アクションカード5-1～5-5）	8
(6) 避難者の受入れ準備（アクションカード6）	8
(7) 避難者受入れ（アクションカード12）	9
4 要配慮者等のスクリーニング	9
5 災害対策本部への報告	10
第4章 避難所の運営	11
1 運営体制の構築	11
(1) 構成	11
(2) 活動班の構成	11
2 避難所の運営手順	11
(1) 避難所の状況想定	11
(2) 避難所運営の流れ	11
3 活動班・居住組の役割	13
(1) 活動班について	13
(2) 居住組について	15
第5章 避難所運営における配慮すべき点	17
1 新型コロナウイルス感染症対策	17
(1) 感染症予防対策の考え方	17
(2) 感染拡大防止対策	17
ア 親戚や友人の家等への避難の検討	17
(3) 濃厚接触者、自宅療養者の避難	18
(4) 留意事項	18
(5) 避難所の受入れ人数を越えた場合	19
2 トイレの対応	19
(1) 使用可否の確認	19

(2) 衛生管理.....	19
(3) 使用ルールの周知.....	19
3 女性の視点に立った避難所運営	19
(1) 女性の参画.....	19
(2) 女性専用スペースの確保.....	20
(3) 女性への物資配布.....	20
(4) 防犯対策.....	20
4 要配慮者への対応	20
(1) 専用スペースの確保.....	20
(2) 物資の調達・配布.....	21
(3) 情報伝達.....	21
(4) 福祉避難所への移送.....	21
5 健康管理	21
(1) 衛生環境の徹底.....	21
(2) エコノミークラス症候群の予防.....	21
(3) こころのケア.....	22
6 スフィア基準	22
(1) スフィア基準とは.....	22
(2) 最低基準について.....	22
7 ペットの対応	23
(1) ペットの受入れ.....	23
(2) 受入れ場所.....	23
(3) ルールの周知.....	24
8 避難所外避難者の対応	24
(1) 在宅避難者.....	24
(2) 車中泊避難者.....	24
(3) 帰宅困難者.....	24

第1章 避難所に関する基本事項

1 避難所運営の基本方針

(1) 避難者の共助による自主的運営

大災害においては、行政機関も被災する場合があります。発災当初の公的支援（公助）の機能は著しく低下するおそれがあります。そのため、「公助」のみに頼った災害対応には限界があり、避難者一人一人の「自助」と地域での「共助」による応急対策が必要不可欠となります。

避難所運営においても、発災当初に公助が届かない中では、被災者自らが行動し、共に助け合いながら避難所を開設・運営することが求められます。避難者が自主的、主体的に避難所運営に関わることで、多様なニーズに対応し、良好な避難所環境とすることができます。避難者の積極的な参画が必要となります。

(2) 災害対策本部による支援

災害対策本部は、総合的な災害対応を行うとともに、円滑な避難所運営を支援するため、必要な物資・情報の提供、環境の改善などを行います。

また、災害時に円滑な避難所の共助による自主的運営ができるよう、平時においては、地域住民、施設管理者及び市で構成する各避難所運営委員会や委員会合同による事前の協議・調整や訓練を行います。

(3) 多様な視点による運営

避難所は、災害時に応急的に住民等の安全を守り、被災者の生活を支援する施設であり、様々な方が共同生活を送る場所となります。

運営に当たっては、女性を含め多くの方の参画を推進し、年齢や性別によるニーズの違いに対応できるよう、多様な視点による避難所運営を心がけます。また、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の特性に配慮し、誰もが、健康で生活しやすい避難所環境に工夫して整えながら運営します。

2 避難所等の種類

(1) 指定避難所

市があらかじめ指定している避難施設（屋内）で、災害による住家の損失、滅失により避難を必要とする避難者を臨時的に収容することを目的とした施設です。本ガイドラインは、指定避難所の開設・運営について記載したものととなります。

(2) 指定緊急避難場所

災害の危険から逃れるため、緊急的に避難する場所です。「洪水」や「がけ崩れ、土石流及び地すべり」、「地震」など、異常現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設（屋内又は公園・校庭等）を指定しています。

(3) 医療救護所

災害時に、地域の医療救護活動を円滑に行うため開設されます。重症度に応じて治療の優先度を振り分け（トリアージ）、効率的に医療救護活動を行います。

(4) 福祉避難所

避難生活において一定の配慮を必要とする方（要配慮者）を対象とした避難所であり、2次避難所とも呼ばれています。福祉避難所は、受け入れるための安全確保や人員体制等が整い次第開設するため、発災後3日目を目途に開設することを基本としています。

(5) 町会一時集合場所

避難所に避難する前に、近隣の住民が一時的に集合・避難し、安否確認等を行う場所です。住民の自治組織である各町会により定められたもので、地域の公民館や公園、駐車場等が指定されています。

3 避難所の開設基準

(1) 地震

震度6弱以上の地震があった場合、緊急点検により安全が確認された全ての避難所を開設します。震度5強以下の地震の場合は、被害状況等を踏まえ、必要な地域に避難所を開設します。本ガイドラインは、基本的に地震を想定したものとなっています。

(2) 水害・土砂災害

地域の状況や気象庁の発表する防災気象状況・警戒レベルを踏まえ、必要な地域に避難指示等を発令し避難所を開設します。開設する避難所は地区公民館を基本（一部例外あり）としますが、地区公民館等のみで対応しきれない場合は、他の避難所を開設します。

(3) その他災害

大規模な火災や国民保護事案等、災害対策本部長が必要と認めた場合に開設します。

4 対象とする避難者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に被害を受けた者（観光客、通行人等を含む。）

(2) 災害によって被害を受けるおそれがある者

- ア 避難指示の対象区域等に住む者
- イ 避難指示の対象区域に住んでいないが、緊急に避難する必要のある者

(3) 避難所外での避難を余儀なくされた者（避難所外避難者）

ア 在宅避難者

自宅の被害を免れたものの、ライフラインの停止等により在宅での生活に支障を来している者

イ 車中泊避難者

やむを得ない事情等により、自家用車など自動車内で避難生活を送る者

ウ 帰宅困難者

災害の発生により帰宅が困難となり、駅等に滞留せざるを得ない者

5 避難所の機能

避難所は、災害時において、避難者の生命、身体及び財産の安全を確保する避難施設として、さらには、一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。

(1) 安全の確保

余震や風水害による住家の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合など、災害時において迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を確保します。

(2) 食料・水・生活必需品の提供

避難者に非常食、飲料水、毛布、生活必需品等の提供を行います。

(3) 生活場所の提供

自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって生活の場を提供します。

(4) 健康サービスの提供

避難者の健康相談等の保健サービスの提供を行います。

(5) 衛生サービスの提供

トイレ、風呂・シャワー、ゴミ処理、防疫対策等の衛生サービスを提供します。

(6) 情報・コミュニティサービスの提供

災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行えるようにするほか、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、災害対策本部等での対策に反映します。

第2章 避難所における事前準備

1 はじめに

松本市では、各避難所に避難所開設・運営の支援を行うため職員を派遣しますが、過去の大災害の事例を検証しても、市町村職員のみでの運営は非常に困難です。円滑な避難所運営のためには、地域住民との協働が必要となります。

そのため、災害発生時に、地域住民（避難者）が一定期間、臨時的に生活を送る施設となることを前提として、あらかじめ避難所ごとに避難所の運営体制を整備しておくことが重要です。

2 避難所運営体制の構築

避難所を円滑に開設・運営するため、次の体制を整備します。

(1) 避難所担当職員の配置

市は、避難所の開設及び初期運営に関する業務に従事させるため、避難所担当職員を置くこととし、災害時には、原則として各避難所に指定した担当職員を派遣します。

ア 業務

- (ア) 避難所の開設・初期運営
- (イ) 災害対策本部との連絡及び調整
- (ウ) 担当指定避難所の現地確認等事前準備

イ 指定等

原則として指定避難所ごとに2名を指定します。

なお、災害の規模に応じて、市は避難所開設と同時に災害時相互応援協定を締結している市町村等へ応援職員の派遣を要請します。

(2) 避難所運営委員会の設置

災害時に円滑な避難所の開設・運営が行えるよう、自主防災組織等の地域住民、施設管理者及び避難所担当職員による避難所運営委員会（資料1）を設置し、次の事前準備を行います。

ア 役割の確認

- (ア) 地域住民
避難所の開設・運営の中心的な役割を担い、各種活動を行います。
- (イ) 施設管理者
避難所の開設・運営の支援を行うとともに、施設の安全管理及び施設利用計画について調整・助言を行います。なお、施設管理者とは、避難所となる施設の代表者や職員です。
- (ウ) 避難所担当職員
避難所の開設・初期運営の支援を行うとともに、災害対策本部との連絡及び調整を行います。

イ 活動班の構成

避難所運営委員会を代表する会長及び副会長を選任するとともに、避難所運営の実務を担う

活動班を構成します。

会長	避難所運営委員会を代表し、会務を総括する。
副会長	会長を補佐し、必要があればその職務を代行する。
総務・情報班	庶務、会計、情報の収集整理、広報等
避難者・施設管理班	避難者及び施設管理等
給食・物資班	食料及び物資の管理、炊出しの実施等
救護・衛生班	医療、介護活動、衛生管理、感染症予防等

※ 従来の8班体制（総務班、避難者管理班、情報広報班、物資・施設管理班、衛生班、食事・炊出し班、救護・要配慮者班、ボランティア班）による構成も可とします。

ウ 施設の解錠方法の事前確認

解錠方法は施設の種類により異なります（資料2）。原則として、避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行いますが、両者が不在の場合に備え、事前に解錠方法を確認しておきます。

エ 避難所施設利用計画の策定

施設を避難所として利用する範囲及び利用方法をあらかじめ協議し、災害時における避難所施設利用計画を策定します。

策定に当たっては、様式1及び資料3を参考にしてください。

なお、平時に個人情報等の重要な情報、金銭や重要物品を扱う職員室や事務室等の災害時の使用方法については、施設管理者と十分な協議・調整を行ってください。

オ 会議及び訓練の実施

定期的に会議を開催し、避難所の開設・運営に関する事項について検討・調整を行い、各避難所における避難所運営マニュアルを共同で作成します。

また、定期的に訓練を行い、マニュアルが実際に運用できるか検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

3 備品の管理

(1) 施設の鍵

避難所の鍵は、施設管理者等が管理します。また、市は避難所運営に関する職員が、速やかに施設を解錠できるよう、キーボックス等により適切に鍵を管理します。

災害時の鍵の運用については、事前に避難所運営委員会で協議・決定し、速やかに解錠できるよう、体制を整えます。

(2) 資機材

市は、避難所開設・運営に必要な資機材を各避難所に配備し、適切に管理します。

なお、地区や町会等で整備した資機材については、スペースの区分けやラベルシールの貼付等を行い、市の資機材と混在することがないように管理してください。

4 補償制度の整備

本市では、災害時における避難所運営活動を安心して行っていいただけるよう、保険会社と契約を締結し、万が一の事故に備える補償制度に加入しています（資料4）。

避難所運営活動中に事故等が発生した場合、速やかに報告をお願いします。

第3章 避難所の開設

1 災害発生後の避難行動

災害が発生した場合、まずは自助として自分や家族等近くの人々の安全確保が最優先となります。その後は、共助として、隣近所や地区での安否確認、被害確認、消火・救助活動、要配慮者の避難支援等を行います。避難行動の流れは、資料5を参考としてください。

2 開設指示等の確認

(1) 災害対策本部からの指示

大規模災害が発生した場合、災害対策本部は、被害状況や避難者数などを踏まえ、避難指示を発令します。なお、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全ての避難所を開設することを基本としています。そのため、開設指示がない場合であっても震度6弱以上であれば、迅速に開設を行ってください。

(2) 避難者からの開設要請

災害対策本部から開設指示がないものの、避難者から開設要請がある場合は、災害対策本部へ相談してください。災害対策本部長が必要と認める場合には、当該避難所に開設指示を発令します。

3 避難所の開設

以下の(1)～(7)については、避難所開設までの初動対応をまとめた指示書である「避難所アクションカード【開設編】」を参考としてください。

(1) 役割決め（アクションカード1）

避難所開設までの初動対応を行う暫定的な役割を決定します。避難所運営委員が参集している場合はその中から、参集していない場合は避難者の中から決定します。

ア 開設リーダー

全体の状況を確認し、アクションカードに基づき指示を与えます。

イ 開設サブリーダー

開設リーダーの補助を行います。

ウ その他の方

開設リーダーや開設サブリーダーの指示及びアクションカードに基づき、避難所開設に向けた活動を行います。

(2) 建物の解錠（アクションカード2-1・2-2）

解錠方法は施設の種類により異なります（資料2）。原則として、避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行いますが、両者が不在の場合は、避難所運営委員会で事前に決定した方法により対応してください。

なお、平日の日中等で、施設が既に開いている場合は、中にいる人に屋外等の安全な場所で待機するよう呼びかけます。

(3) 避難者対応（アクションカード3）

ア 避難者への呼び掛け

資料6を参考に、屋外等の安全な場所での待機及び開設準備の協力を呼び掛けます。

イ 開設・運営の協力依頼

人手が足りない場合は、避難者に協力を要請します。

ウ 自家用車乗入れ禁止の呼び掛け

(4) 施設の緊急安全点検（アクションカード4-1～4-6）

施設の安全性を緊急的に判断し、避難所としての施設の利用可否を判断します。緊急点検は、避難所担当職員・施設管理者・住民代表（応急危険度判定士や建築士が望ましい）のうち、必ず2名以上で行います。

点検の結果、危険と認められる場合は、避難者が施設に侵入しないよう立入禁止の張り紙や注意喚起を行います。また、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等を検討してください。

(5) 資機材の入手（アクションカード5-1～5-5）

避難所開設に使用する各種資機材を入手します。

(6) 避難者の受入れ準備（アクションカード6）

以下の活動は、可能な限りグループに分かれ同時に行ってください。

ア トイレの確認（アクションカード7-1・7-2）

施設の既存のトイレの使用可否を判断します。使用できない場合は、簡易トイレや携帯トイレの使用方法を周知します。

イ 受付の設置（アクションカード8-1・8-2）

玄関や居住スペースの入り口付近に受付を設置します。受付担当者と避難者の間には仕切り板を設置し、啓発チラシ等を掲示することが望ましいです。机上に消毒液、筆記用具、避難者名簿（様式3）を用意し、受付担当者はマスクを装着し、必要に応じてビニール手袋及びフェイスシールドを装着します。また、感染症の拡大を防ぐため、同様の手順で発熱・体調不良の方専用スペースの受付を設置します。

ウ 居住スペースの設定（アクションカード9-1・9-2）

スムーズな避難者の受入れができるよう、通路などを指定し、スペースの区分けを行います。

養生テープやガムテープを用い、地区町会別に要配慮者の状況等を考慮して区分けを行い、感染症を考慮し世帯・家族間の距離及び通路幅を1～2メートル以上確保します。

避難スペースにおける避難者1人当たりの必要面積は、以下を参考としてください。

約1㎡	発災直後の一時的な避難段階で座った状態程度の専有面積
約2㎡	発災初期の段階で就寝可能な専有面積
約3㎡	避難生活が長期化し、荷物置き場も含めた専有面積
約3.5㎡※	避難者が尊厳ある生活を営むために必要な最低の専有面積（スフィア基準）

区分けについても、発熱・体調不良の方専用のスペースを確保してください。確保するスペースは、可能な限り個室としますが、個室が確保できない場合はビニールシートやテント等を活

用し、スペースを区分けします。

専用スペースと一般の居住スペースの間には、境界線を設け接触防止を徹底します。また、可能な限り出入口やトイレ、手洗い場は分け、動線が交わらないよう徹底します。

なお、受付の設置と居住スペースの区分けは、各グループに分かれ可能な限り同時に行ってください。

エ 設備の確認（アクションカード１０）

施設の電気や水道、電話、放送・通信設備が使用できるか確認します。

オ 立入り禁止エリアの選定（アクションカード１１）

ガラスの破片や余震で倒れるおそれのある備品等は撤去します。また、安全点検の結果、危険な場所や避難所として立入りを制限する場所を選定し、ロープやガムテープ、張り紙等により明示します。

キ 災害対策本部への報告（アクションカード１２）

避難所の状況を第１報として報告します。（様式２）

(7) 避難者受入れ（アクションカード１２）

ア 入所案内

受付体制が整ったら、避難者を受付に誘導します。（資料７）

イ 受付

各避難者に避難者名簿（様式３）を世帯単位で記入してもらいます。また、避難者ごとに受付時健康状態チェックリスト（様式１０）を記入してもらいます。ただし、多数の避難者が集中した場合は、記入が事後になることはやむを得ないものとしますが、できる限り早期に記入してもらいます。

ウ 避難スペースへの誘導

町会や常会、隣組等の単位による１０人～４０人程度のグループでの集合を呼び掛け、避難スペースへの誘導を行います。

エ ルールの周知

避難所でのルールを周知し、徹底を呼び掛けます。（資料８）

オ 避難者台帳の作成

受付で記入してもらった避難者名簿により、避難者台帳（様式４）を作成し、避難所利用者の人数や世帯数を把握します。

※ インターネット環境、ＬＧＷＡＮ（地方公共団体ネットワーク）が稼働しており、スマートフォンやタブレット等も利用できる場合、電子申請方式による作成、集計等が可能です（試行中）。

4 要配慮者等のスクリーニング

要配慮者の中でも、特に居住環境に配慮が必要な方（高齢者や障がい者、妊産婦等）は以下の表を参考にスクリーニングを行います。医療救護所や福祉避難所への移送が必要な場合は、災害対策本

部へ報告し、対応を検討してください。

	区分	判断基準		避難先・ 搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	・ 治療が必要 ・ 発熱、下痢、嘔吐	・ 酸素 ・ 吸引 ・ 透析	病院 医療救護所
2	日常生活に全介 助が必要	・ 食事、排泄、移動が一人でできな い	・ 胃ろう ・ 寝たきり	福祉避難所
3	日常生活に一部 介助や 見守り が必要	・ 食事、排泄、移動の一部に介助が 必要 ・ 産前・産後・授乳中の母子 ・ 医療処置を行えない ・ 3歳以下とその親 ・ 精神疾患がある	・ 半身麻痺 ・ 下肢不自由 ・ 発達障がい ・ 知的障がい ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 骨粗しょう症	個室 (体育館以外 の教室など)
4	自立	・ 歩行可能、健康、介助がいらな い、家族の介助がある	・ 高齢者 ・ 妊産婦	大部屋

5 災害対策本部への報告

おおむねの状況が把握できたら、第2報を災害対策本部に報告します（様式2）。

第4章 避難所の運営

1 運営体制の構築

実際の避難所運営を円滑に行うため、発災時は、避難所運営チーム（※）を立ち上げます。

※ 避難所運営委員会は、平時から設置され、主に避難所運営の事前準備（協議、調整、訓練）を担っていること、また発災時には避難所運営委員会の役員や訓練参加者等の全てが避難・参集するとは限らず、実際には避難された方々による運営となるため混同を避けて「避難所運営チーム」としています。

(1) 構成

自主防災組織等地域住民、施設管理者及び避難所担当職員を中心として構成されますが、様々な支援者、支援団体等も加わる場合があります。

一部の方に負担が集中しないよう、避難所は皆で助け合って運営する共助の精神で、できる限り多くの避難者に積極的な参画、協力を求めます。

(2) 活動班の構成

避難所運営チームを代表する運営リーダー及び運営サブリーダーを選任するとともに、避難所運営の実務を担う活動班を構成します。

構成例は、以下を参考にしてください。

運営リーダー	運営チームを代表し、会務を総括する。
運営サブリーダー	運営リーダーを補佐し、必要があればその職務を代行する。
総務・情報班	庶務、会計等
避難者・施設管理班	避難者名簿の作成、管理
給食・物資班	情報の収集整理、広報等
救護・衛生班	救援物資の管理、配布等

※ 従来の8班体制（総務班、避難者管理班、情報広報班、物資・施設管理班、衛生班、食事・炊出し班、救護・要配慮者班、ボランティア班）による構成も可とします。

2 避難所の運営手順

(1) 避難所の状況想定

避難所では、日々、避難者のニーズや応急対策の進展等により状況が変化するため、柔軟に対応していく必要があります（資料9）。

また、災害の発生時間帯や季節により想定される事象、課題に留意する必要があります（資料10）。

(2) 避難所運営の流れ

ア 展開期【発災から約1週間程度】

展開期は、本格的な避難所運営の仕組みやルールを整え、一応の生活の安定を確立する時期

です。

本ガイドラインでは、発災から約1週間程度としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）により変わります。

(ア) 居住組の代表選出

災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取り組みます。各居住組(部屋や町会単位など避難者を10～40人程度に分けた組)では組長及び副組長を選出します。

(イ) 各活動班員の選出

各居住組から、避難所の実務を担う活動班員を選出します。

(ウ) 避難所運営会議の開催（資料1）

災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルールの決定・変更、避難所での課題・問題への対処など、避難所運営を円滑に進めるため、避難所運営会議を開催します。

- ・ 開催頻度：毎日1回以上、時間を定めて開催します。
- ・ 開始場所：事務室等で開催します。

イ 安定期【災害発生後1週間目以降】

安定期は、運営の仕組みやルールが定着し、生活に落ち着きが戻りますが、被災者のニーズが多様化する時期でもあり、柔軟に対応する必要があります。

また、避難所生活の長期化に伴い、避難者だけでなく運営側にも心身の疲労が蓄積する時期であり、健康面での注意が必要となります。

本ガイドラインでは、災害発生後1週間目以降としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）により変わります。

(ア) 避難所運営会議の開催

避難所内の状況を共有、出席者相互の意見交換、必要事項の協議・決定など、引き続き運営会議を開催し、円滑な避難所運営に努めます。

(イ) 活動班の再編成

避難者の減少により避難所の規模が縮小するなど、状況に変化があった場合は、適宜、班員の交代や班の再編成を行います。

(ウ) 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て部屋の統廃合などに伴う避難場所の移動を行います。

(エ) 避難者ニーズの変化に伴う対応

避難所生活の長期化に伴い、避難者ニーズが多様化・高度化する場合があります。ニーズに応じた物資の調達や、被災者支援・生活再建情報を提供する各種窓口の設置など、柔軟に対応します。

(オ) 身体とこころのケア

身体やこころの疲労が蓄積するため、より一層健康面での注意が必要となります。衛生管理を強化するとともに、相談窓口の設置などこころのケア対策を行います。

ウ 撤収期【避難所生活の必要性がなくなる時期】

撤収期は、ライフライン機能が復旧し、修復した住宅や仮設住宅等により地域での生活を再開することができる時期です。避難者の生活再建、避難所施設の本来業務の再開に向けての対応が必要となります。

(ア) 避難所運営会議の開催

避難所閉鎖についての避難者の合意形成を行い、適切な残務整理を進めます。

(イ) 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等を整理し、災害対策本部に引き継ぎ、使用した施設は元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収します。

(ウ) 避難所の統廃合・撤収時の対応

- a 学校の授業再開や避難者の減少に伴い、使用する避難スペースを縮小します。
- b 災害対策本部は避難所担当職員に、統廃合の内容、スケジュール等を伝えます。
- c これに基づき、避難所担当職員は避難者全員に説明し、協力を依頼します。
- d 避難スペースを移動する場合は、避難所運営チーム、ボランティア等が荷物運び等を支援します。持ち主の分からない荷物があるときは、仮置き場を確保して、しばらく保管し、持ち主が現れないときは、災害対策本部が処分します。
- e 撤収した避難スペースは、清掃・片付け後、災害対策本部又は施設管理者に引き渡します。

3 活動班・居住組の役割

(1) 活動班について

避難所運営を円滑に行うため、避難所運営チーム及び各居住組から選出された班員で活動班を設置し、相互に協力しながら業務を行います。

各活動班の具体的な活動内容は、避難所アクションカード【運営編】を参考としてください。

総務・情報班	本部との調整	・災害対策本部への連絡・調整 ・災害対策本部への避難所状況の報告【様式2】
	避難所運営会議事務局	・避難所運営会議の事務、総括 ・災害対策本部への連絡・調整事項の整理
	避難所ルールの決定	・避難所での全体的なルールの決定・変更【資料8】
	避難所レイアウトの設定	・円滑に共同生活を行えるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定【資料11、12】

	情報収集	・避難所及び避難所周辺の情報収集 ・災害対策本部やテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等から全体的な情報を収集 ・収集した情報の整理
	情報発信・伝達	・避難所・地域への情報発信 ・発信した情報の整理 ・情報掲示板の管理 ・特に重要な項目については、避難所運営会議、居住組長を通じて避難者へ伝達
	取材対応	・マスコミ等への対応
	ボランティア対応	・ニーズの把握 ・ボランティアセンターへの派遣要請 ・ボランティアの受入れ、調整【様式８・９】
避難者・施設管理班	避難者の管理	・避難者受付所の設置、管理 ・避難者名簿・台帳の作成、管理【様式３・４】 ・各居住組からの入所者、退所者情報の収集 ・外泊者の管理
	居住スペースのレイアウト設定	・通路などを指定し、テープやパーティションを用い居住スペース内を区画整理
	避難者関係の問合せ対応	・外部からの安否確認の問い合わせ回答 ・避難者からの相談窓口の開設
	避難所外避難者への対応	・在宅避難者の管理【様式５】
	施設管理	・施設の安全確保と危険箇所の対応 ・危険箇所の立入りを禁止し、修繕等の管理
	防火・防犯	・火気の取扱場所の制限 ・夜間の巡回
	ペット対応	・避難ペットの管理【様式１１】 ・敷地内の屋外等への飼育場所の確保

給食・物資班	水の確保	・飲料水、生活用水の確保 (◎：最適　○：適　△：普通　×：不適)				
			飲料・調理	手洗・洗顔・食器	風呂・洗濯	トイレ
		飲料水	◎	○		
		給水車	○	◎	○	○
		ろ過水	△	◎	○	○
		プール河川	×	×	×	◎
		井戸水※	×	△	△	◎
※　災害後、異常が認められる場合は、使用を控える。						
	食料・物資の管理	・災害対策本部への食料・物資の要請【様式6】 ・支援物資の受入れ、管理【様式7】 ・計画的な配布				
	炊出し	・炊出しの実施				
救護・衛生班	衛生管理全般	・トイレ、風呂、ゴミ、掃除に関すること ・その他衛生管理に関すること				
	感染症予防	・感染者用受付、感染者用スペースの設定・管理 ・定期的な換気の実施 ・避難者の健康管理【様式10】				
	医療・救護活動	・避難所内の病人・けが人、要配慮者の把握 ・避難所内の医師、看護師、介護士等の有資格者への協力依頼 ・近隣の医療救護所、福祉避難所、医療機関の状況把握、連絡調整、移送				

(2) 居住組について

居住組とは、部屋や単位などにより避難者を10～40人程度に分けた「組」のことです。

ア 役員の選出

編成された居住組ごとに役員（組長、副組長及び各活動班員）を選出します。各役員については、一部の方に負担が偏ることがないように交代制とし、一人一人の健康維持に配慮します。

イ 各役員の役割

(ア) 居住組長

組内の意見の取りまとめ、避難所運営会議で報告するとともに、会議事項について組内で共有します。また、組内の入退去者・外泊者の把握・管理及び避難者管理班への報告を行います。

(イ) 副居住組長

居住組長を補佐するとともに、必要があれば、その職務を代行します。

(ウ) 各活動班員の役割

班員として各活動班に入り、避難所の運営を担います。

(エ) その他組員の役割

共有スペースの掃除や炊出しの補助、生活水の確保等の作業を行います。

第5章 避難所運営における配慮すべき点

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上で2020年2月1日から2023年5月7日までは「2類相当」の感染症として指定され、厳格な措置が適用されましたが、2023年5月8日からは5類感染症に移行し、インフルエンザやノロウイルス等の一般的な感染症と同等の扱いになっています（外出自粛、濃厚接触者対応の終了等行動制限の撤廃）。

ここでは、同様の事態に備えて感染症法上2類相当の感染症対策を記載します。

(1) 感染症予防対策の考え方

新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とし、それを具体化する必要があります。

例えば密集を回避するには、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難場所・避難所を開設するなど、これまでの災害時よりも可能な限り多くの面積を確保すること。密接、密閉を回避するには、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2メートル以上確保するといった対策が考えられます。

なお、避難所の収容人数のみを理由に避難者の受入れを拒むことのないよう留意してください。

(2) 感染拡大防止対策

ア 親戚や友人の家等への避難の検討

市は、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚、友人の家等への避難を検討するよう、事前に周知します。

イ 避難者の健康状態の確認

(ア) 避難者の健康状態の確認については、受付時健康状態チェックリスト（様式10）を使用し、避難所への到着時に行うこととします。

(イ) 避難生活開始後は、定期的に健康状態について確認します。

ウ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。

エ 避難所の衛生環境の確保

物品等は、定期的に及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

オ 十分な換気の実施、スペースの確保等

(ア) 避難所内については、十分な換気に努めます。

(イ) 1人の占有面積は3.5平方メートルを基本とします。

(ウ) 家族（世帯）の間隔は2メートル確保します。なお、パーティションがある場合は、この限りではありません。

(エ) 人との間隔は、避難所内の家族間においても2メートル（最低1メートル）確保すること

を意識します。

- (オ) 飛沫感染防止とプライバシー確保のため、パーティション等を使用します。パーティションの高さは2メートルを基本とし、2メートルが確保できない場合は、最低1メートル確保します。

なお、パーティション等が無い場合は、ビニールテープ等にて区画を割り当てるものとします。

- (カ) 食事場所は避難スペース内とし、食事の提供に当たっては、手渡しによる接触を極力避けるため、トレイ等を使用することが望ましいです。

カ 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保等

- (ア) 発熱、咳等の症状が現れた者に対する、専用のスペースを確保します。
- (イ) その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。
- (ウ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、望ましくないものの、やむを得ず同室にする場合は、2メートル以上の高さのパーティションで区切るなどの工夫をすることとします。
- (エ) 症状が現れた者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けることとします。
- (オ) 対応する避難所運営スタッフは、できるだけ限られた人（一人が望ましい。）にします。

キ 避難者の中で感染症の患者が発生した場合

保健所の調査に協力するとともに、保健所の指導のもと、感染拡大防止策を行います。

(3) 濃厚接触者、自宅療養者の避難

- ア 濃厚接触者の専用スペース等は可能な限り個室を設け、難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保します。
- イ 自宅療養者の専用スペース等は、一般の避難者とは別の建物とすることが望ましく、同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要です。
- ウ 指定避難所等に濃厚接触者、自宅療養者が避難して来た場合は、安全確保のための滞在を拒否することが無いよう、また、他の避難者と同様に安全確保等がなされるよう十分に留意してください。

(4) 留意事項

- ア 特に新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意してください。
- イ 市は、感染者増加に伴い自宅療養者が増加した場合、感染者専用の避難場所の開設及び増設を検討します。
- ウ 感染者への偏見や差別的な行為が生じることのないよう、人権への配慮に係る周知・啓発を行う必要があります。

(5) 避難所の受入れ人数を越えた場合

ア 町内公民館の使用

感染症予防対策により、受入れ可能人数を越えた場合は、町内公民館を臨時的な避難所として使用することについて、町会役員と調整することとします。受入れが可能な場合、市は臨時避難所として、指定します。

イ ホテル・旅館等の活用

市は協定に基づき、松本市内旅館組合連合会へ避難者（特に要配慮者）への宿泊施設の提供を調整します。

2 トイレの対応

過去の大災害では、水が流れないトイレを使用し、あっという間に便器内が大小便の山となってしまった事例や、トイレの回数を減らすため水分や食事を制限し、エコノミークラス症候群を発症してしまった事例があります。

災害時には、必要量の仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難所の既設トイレや簡易トイレ、携帯トイレを適切に使用・管理し、誰もが使いやすいトイレ環境を維持することが必要です。

(1) 使用可否の確認

アクションカード7-1を参考に、トイレが安全に使用できるか確認します。仮設トイレがない及び既設のトイレが使用できない場合は、災害用トイレ（簡易トイレ、携帯トイレ）を利用します。

(2) 衛生管理

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要であり、清潔な環境を維持することで、感染症や二次的健康被害を抑制することができます。

トイレの衛生管理は、避難者の命を守ることに直結するため、水や食料の確保と同等に、避難所開設時から取り組んでください。

(3) 使用ルールの周知

トイレの使用については、携帯トイレの使い方やごみ置き場、手洗い・消毒の徹底、掃除当番等のルールを設け、適切に使用・管理が行えるよう、避難者に周知してください。

3 女性の視点に立った避難所運営

男女それぞれのニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけてください。

(1) 女性の参画

避難所運営において女性が意思決定に参画できるよう、積極的に避難所運営委員に女性を起用してください。3割以上が女性となることが望ましいです。

(2) 女性専用スペースの確保

ア トイレ

男性に比べ女性はトイレが混みやすいため、女性用トイレの数を多くする（男：女＝１：３）ことが望ましいです。また、夜間も安心して利用できるよう、設置場所や照明の設置を検討してください。

イ 更衣室

原則、男女別で施錠可能な個室部屋を確保します。個室が確保できない場合は、プライベートテント等により更衣スペースを確保します。

また、化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討してください。

ウ 授乳スペース

専用の個室部屋を確保することが望ましいですが、確保が困難な場合は、女性専用更衣室内をパーティションで仕切る等によりスペースを確保してください。

エ 物干し場

避難生活が長期化し、洗濯する必要が発生した場合は、共用スペースのほかに、男女別々のスペースに物干し場を設けてください（その際は、プライバシーに配慮した場所に設置してください。）。

オ 相談窓口

必要に応じ、女性の保健師や介護士等の対応者による相談窓口を設置するなど、相談体制づくりを進めます。

(3) 女性への物資配布

生理用品等女性のみが利用する物資については、女性役員等からの配布を行うようにします。

(4) 防犯対策

避難所においては、女性に対する性暴力やDVが問題となっています。啓発ポスターの掲示（資料１３）や巡回警備を行うとともに、女性専用の各種スペースでは、防犯ブザー等を設置し、十分な防犯対策を行います。

4 要配慮者への対応

避難所には、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難所生活において配慮を必要とする方（要配慮者）も避難します。要配慮者の方は、必要な時に適切な支援を行うことで、自立した生活を送ることが可能な場合もあるため、それぞれの特性や支援ニーズ（資料１４）に配慮して、避難所運営をする必要があります。

(1) 専用スペースの確保

様々な特性やニーズに対応できるよう、専用スペースを設けることが望ましいです。設置が難しい場合は以下の点に注意し、避難スペースを確保します。

ア 居住場所

高齢者や身体障がい者に対しては、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近

くに配置します。

発達障がい者や妊産婦、乳幼児に対しては、不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が近くになるようにし、周囲からのストレスを受けにくいスペースに配置します。

イ 通路

車いすが十分に通行可能な通路（幅1.3メートル以上）を確保のうえ、段差を解消することが望ましいです。

また、視覚障がい者や高齢者等が壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を通路とする等の対応をしてください。

ウ おむつ交換スペース

乳幼児や高齢者がおむつを交換できる専用の個室を確保することが望ましいですが、確保が困難な場合は、プライベートテント等によりスペースを確保してください。

(2) 物資の調達・配布

物資の調達に当たっては、要配慮者のニーズ（介護食や乳幼児用品等）を把握し、要請します。配布に当たっては、起居や歩行が困難な高齢者等にも物資が行きわたるよう、避難者同士の助け合いによる配付補助を行います。

また、やむを得ない事情により一部の方に限定して物資を配布する場合は、事前に避難者に事情や配布のルールを説明した上、要配慮者に対し優先的に配布する等、柔軟に対応してください。

(3) 情報伝達

視覚障がい者には声掛け、聴覚障がい者には手話や筆談、外国人には音声翻訳ツール（資料15）や災害時多言語作成ツール（財自治体国際化協会）、やさしい日本語、イラスト、ジェスチャー等を活用し、全ての方に必要な情報が行き渡るよう柔軟に対応します。

(4) 福祉避難所への移送

発災後3日目を目途に、福祉避難所が開設されます。要配慮者の中から優先的に避難する方を決め、親族による移送が難しい場合は、救護・要配慮者班が移送を行います。

5 健康管理

大規模災害においては避難所生活が長期化する可能性があり、その際には様々な健康への悪影響が懸念されるため、避難所での健康を守るための対策が重要となります。

(1) 衛生環境の徹底

資料16を参考に、避難所での衛生管理のルールを周知・徹底します。避難所の実情によっては、追加の個別ルールを検討してください。

(2) エコノミークラス症候群の予防

避難所や車中泊での生活が長期化すると、エコノミークラス症候群の発症リスクが高まります。資料17の配布等により危険性・予防方法を周知するとともに、こまめな運動としてラジオ体操の時間を作る等の対策を行います。

(3) こころのケア

避難所運営が落ち着いてきた段階で、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめとする心の病に対するケアが必要となります。

発災後、時間経過とともに変化する心理状態を把握し（資料18）、避難所に派遣される保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）への相談、相談窓口の紹介等柔軟に対応する必要があります。

また、こころのケアは避難者だけでなく、避難所運営チームをはじめとする支援者にも重要です。支援者は、使命感のため疲労を訴えにくいことや、自分のストレスを自覚しにくいことがあるため、一部の方に負担が偏らないようにお互いに配慮しあうことが必要です。

6 スフィア基準

(1) スフィア基準とは

スフィア基準は、正式名称を「人道憲章と人道対応に関する最低基準」といい、1997年に国際NGOと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィア・プロジェクトの活動において策定されました。

この活動は、「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利がある」こと、「災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの基本理念に基づいており、スフィア基準には、その理念を実現するための最低基準が示されています。

策定当初は、紛争地帯の難民救済が目的とされていましたが、近年では災害時の避難所運営にも適用が広がっており、内閣府の避難所運営ガイドラインでは「避難所の質の向上を考えると、参考にすべき国際基準」として取り扱われています。

(2) 最低基準について

最低基準は、人間が存続するために必要不可欠な「給水・衛生および衛生促進」、「食料安全保障および栄養」、「避難所および避難先の居住地」、「保健医療」の4つの分野で定められています。

災害時は、避難所のハード的な制約や発災からの時間軸において、必ずしも数値的基準をクリアできない場合もありますが、被災者に耳をかたむけ、コミュニケーションをとり、被災者が賛同できる避難所環境を整えていくことができれば、スフィア・プロジェクトの理念である、「被災者の尊厳ある生活」の実現へとつながります。

そのため、避難所運営においては特に次の基準を参考としてください。

項目	主な基準
給水関係	・ 水の1日の平均使用量（生活用水含む） 1人当たり15リットル ・ 水関連施設の最大利用者数 蛇口1つにつき250人 洗濯施設1か所につき100人

	入浴施設1か所につき50人 ・水源に並ぶ時間 30分未満
トイレ関係	・共用トイレの利用者数 発災初期は50人につき最低1基 中期段階は20人につき最低1基 女性用と男性用の割合は3対1 ・居住スペースと共用トイレの間の距離 最大50m
居住関係	・居住スペース 1人当たり最低3.5㎡（寒冷気候では最低4.5㎡） 天井は最低2m以上 1人当たり最低毛布1枚とベッド（フロアーマット、マットレス、シーツ）
食事関係	・摂取カロリー 1日2,100キロカロリー

7 ペットの対応

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあり、避難所におけるペット対応は、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。

(1) ペットの受入れ

本市では、ペットとの同行避難を認めています。飼い主が避難所で定めたルールに従うことができないとき等、やむを得ない場合を除き受入れ、ペットの台帳を作成し管理します（様式11）。

なお、同行避難とは、災害発生時に飼い主がペットを連れて避難所まで安全に移動することであり、ペットと同じ空間で避難生活することを意味するものではありません。環境省は、災害時の行動としてペットとの同行避難を推奨しています。

受入れ場所については、避難所運営委員会での事前協議により、避難者の健康及び避難所の衛生環境を考慮し、避難者の生活場所とは別の場所をあらかじめ選定しておきます。ただし、補助犬を伴った方が避難してきた場合は、一緒に生活できるスペースを確保し、必要に応じて避難所内での周知やアレルギーを持つ方などとの生活スペースの調整を行ってください。

(2) 受入れ場所

軒下や自転車置き場、テント等、雨風をしのげ、飼い主によるペットの管理ができる場所を選定します。

天候や寒暖などの状況により、あらかじめ定めた場所が適さない場合は、施設管理者等と相談し、屋内も含めて別の場所を選定してください。

(3) ルールの周知

飼い主にペットの飼育ルール（資料１９）を配布し、ルールの周知・徹底を行います。

8 避難所外避難者の対応

避難所における救援対象者は、避難所への避難者に限られるものではありません。何らかの事情により、やむを得ず避難所以外に避難する避難者（避難所外避難者）の方も対象となります。そのため、食料や情報の提供は、避難所の内外にかかわらず、必要とする被災者に同様の対応を行います。

避難所外避難者については、実態の把握が難しく、場合によっては避難所よりも支援が届きにくい状況となるため注意が必要です。

(1) 在宅避難者

食料等の配布に当たっては、利用者の人数や状況の把握が重要となることから、在宅避難者台帳を作成します。（様式５）

在宅避難者が、避難所で支援を申し込むことを基本としますが、場合によっては、地域の見回り等により在宅避難者を把握することについて検討してください。

(2) 車中泊避難者

車中泊避難については、健康面において注意が必要な点が多くありますが、様々な事情で車中泊避難となる方に対しては、車中泊のリスク（エコノミークラス症候群等）を伝えた上で、避難者名簿の提出を依頼し、避難者として対応します。

(3) 帰宅困難者

市は、帰宅困難者（観光客や通勤者）が駅や店舗に滞留した場合、警察署や鉄道事業者、交通事業者及びホテル・旅館事業者と連携し、避難所または一時的な滞留場所の提供及び誘導について調整します。